

## 第1回 南魚沼市地域公共交通協議会 次第

令和元年5月8日 午後1時30分  
南魚沼市役所 2階 大会議室

### (1) 開会

### (2) 議題

1. 平成30年度事業報告及び収支決算について（資料No.1、2、3）
2. 監査員の選任について
3. 令和元年度事業計画（案）及び収支予算（案）について（資料No.4、5）
4. 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統関係）（案）について  
（資料No.6）
5. 南魚沼市地域公共交通協議会規約の一部改正について（資料No.7）
6. 報告事項
  - ①即位日等休日法の施行に伴う大型連休への対応について  
生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統関係）の変更届出の省略  
（資料No.8）
  - ②市民バス時刻の変更について（資料No.9）
7. その他
  - 平成30年度市民バス利用状況について（資料No.10）
  - 平成30年度市民バス年末運行の利用状況について（資料No.11）

### (3) 閉会

## 平成30年度事業報告

## 1. 協議会の開催

年月日	事業	内容
6月25日	第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度事業報告及び決算について</li> <li>平成30年度事業計画(案)及び収支予算(案)について</li> <li>地域公共交通確保維持事業申請について</li> </ul>
8月27日	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民バスフリー降車区間の設定について</li> </ul>
11月30日	第3回協議会 (書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民バス「赤石コース」の時刻表の変更について</li> </ul>
12月20日	第4回協議会 (書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通確保改善事業の事業評価について</li> </ul>
2月1日	第5回協議会 (書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民バスフリー降車区間の設定について</li> <li>市民バス「石打・竹俣コース」の停留所の新設について</li> </ul>
3月15日	第6回協議会 (書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019年ゴールデンウィークの市民バスの臨時運行について</li> <li>市民バス「後山・辻又コース」の一部ルートの変更について</li> </ul>

## 2. 計画に基づく事業

時期	事業	内容
4月～3月	市民バス運行の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行状況の検討</li> <li>バス停の整備</li> <li>運輸局への申請について検討</li> </ul>
4月～9月	住民周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人クラブ連合会総会にてバスの乗り方教室のお願い</li> <li>余川本町・飯綱町、思川、浦佐門前、大里の老人クラブにてバスの乗り方教室の開催(83名参加)</li> </ul>
12月29、30日	市民バス年末運行の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>年末臨時運行の実施</li> </ul>

## 3. 平成30年度 市民バス運行収支

## 市民バス運行収支割合

経常収益	経常費用	収支割合
7,699,223円	92,028,796円	8.37%

## 運行1便当たりの運行収支

運行便数	1便当たりの平均収益	1便当たりの平均経費
14,529	530円	6,334円

## 平成30年度 収支決算

## 1 収入

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	説明
1負担金	1負担金	1負担金	120,000	120,000	0	○負担金 南魚沼市負担金 120,000
2補助金	2補助金	2補助金	0	0	0	
3繰越金	3繰越金	3繰越金	0	0	0	
4諸収入	4諸収入	4諸収入	0	0	0	
合 計			120,000	120,000	0	

## 2 支出

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	説明
1運営費	1会議費	1会議費	115,000	60,760	△ 54,240	○報償費 委員報償 44,000 ○旅費 委員費用弁償 16,760
	2事務費	1事務費	5,000	3,024	△ 1,976	○手数料 口座振替手数料 3,024
2事業費	1事業費	1事業費	0	0	0	
3返還金	1返還金	1返還金	0	56,216	56,216	○戻入金 南魚沼市負担金 56,216
4予備費	1予備費	1予備費	0	0	0	
合 計			120,000	120,000	0	

収入支出差引額 120,000円 - 120,000円 = 0円

南魚沼市地域公共交通協議会  
会長 林 茂 男 様

## 会計監査報告書

監査の結果を次のとおり報告いたします。

1. 監査を実施した日 平成**31**年 **3**月**28**日

2. 予算の執行状況 決算報告書のとおり

3. 監査の結果

提出された関係帳簿および証拠書類ならびに事務局の説明によって監査した結果、  
計数は関係帳簿、証拠書類と符合し、正確であると認める。

監査員 小幡 富夫  印

監査員 永井 和文  印

## 令和元年度事業計画（案）

## 1. 協議会の開催

年月日	事業	内容
令和元年5月8日	第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度事業報告及び収支決算について</li> <li>令和元年度事業計画（案）及び収支予算（案）について</li> <li>生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統関係）（案）について</li> <li>南魚沼市地域公共交通協議会規約の一部改正について</li> </ul>
令和元年6月頃	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通網形成計画の現状報告</li> </ul>
令和元年9月頃	第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種調査結果の報告</li> <li>地域公共交通総合連携計画の評価</li> <li>地域公共交通網形成計画骨子案の協議</li> </ul>
令和元年11月頃	第4回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通網形成計画素案の協議</li> <li>地域公共交通確保改善事業に関する事業評価について</li> </ul>
令和2年3月頃	第5回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通網形成計画のパブリックコメントの報告及び承認</li> </ul>

## 2. 計画に基づく事業

時期	事業	内容
4月～3月	市民バス運行の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行状況の検討</li> <li>バス停の整備</li> <li>運輸局への申請について協議</li> </ul>
5月～3月	マスタープランの見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通総合連携計画の評価</li> <li>地域公共交通網形成計画の策定</li> </ul>
6月～2月	ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート及び結果の検討</li> </ul>
4月～3月	住民周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>バスの乗り方教室について （社会教育課青少年事業、地区老人会など）</li> <li>車内掲示、市報によるバス事業の周知</li> </ul>
12月29日、30日	市民バス年末運行の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>年末運行の実施</li> </ul>

## 令和元年度収支予算(案)

## 1 収入

(単位:円)

款	項	目	予算額	摘要
1負担金	1負担金	1負担金	5,944,000	南魚沼市負担金
2補助金	1補助金	1補助金	1,950,000	国補助金(地域公共交通調査等事業)
3繰越金	1繰越金	1繰越金	0	
4諸収入	1諸収入	1諸収入	0	
合 計			7,894,000	

## 2 支出

(単位:円)

款	項	目	予算額	摘要
1運営費	1会議費	1会議費	138,000	委員報償、委員費用弁償
	2事務費	1事務費	12,000	口座振替手数料
2事業費	1事業費	1事業費	7,744,000	地域公共交通調査事業(計画策定事業)
3返還金	1返還金	1返還金	0	
4予備費	1予備費	1予備費	0	
合 計			7,894,000	

※予算の款項目間流用については会長に一任する。

## 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和元年5月8日

（名称）南魚沼市地域公共交通協議会  
 （代表者名） 会長 林 茂男

生活交通確保維持改善計画の名称
南魚沼市地域内フィーダー系統確保維持計画（R2年～R4年）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>平成16年に六日町と大和町が合併して誕生し、平成17年には塩沢町を編入合併した南魚沼市は、中山間地域に位置し、豪雪地帯でもある。</p> <p>市内の路線バスは、11路線が運行しており、通勤、通学等に利用され、重要な移動手段であるとともに、公共交通機関の一つとして、環境負荷の軽減や交通渋滞の緩和などの役割も果たしている。バス事業者は、国県の補助金、市の補助金を受け懸命な経営努力により路線を維持しているが、自家用車の普及、ますます進む人口減少などにより、バスの利用者は年々減少し、市の財政負担は年々増加するなど、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増してきている。</p> <p>タクシー事業者は、福祉タクシーの導入など、鉄道、バスではできないサービスを担い市民に利用されている。</p> <p>市民バスは、市内の公共交通空白地域の解消及び医療機関や福祉・公共施設への移動を目的に13路線で運行している。また、市内では、スクールバス、保育園バスも運行している。</p> <p>市の人口は、平成7年をピークに減少傾向にあり、世帯人員減少及び高齢化進展により、今後、自家用車を運転できない独居高齢者の増加が予想される。</p> <p>また、魚沼地域の医療再編により、平成27年6月に魚沼基幹病院、平成27年11月には南魚沼市民病院が開院した。この市内医療機関の再編に合わせて、市民バスは、旧町地域ごとに異なる運行体制を統一するとともにサービスの公平性のため有料化を行った。さらに、鉄道、路線バスとのアクセスなどの課題を解決し利用者を増やすことが大きな目標である。</p> <p>地域公共交通確保維持事業により、持続可能で、市民との協働体制による生活交通の確保や、市民ニーズに合った最適な公共交通体系の構築を目指すものである。だれもが利用できる生活交通手段を存続させることは、市にとって必須となっている。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
市民バス利用者数の目標添付
(2) 事業の効果
<p>市民バスの運行を実施することにより、路線バスは通勤・通学を中心とした日常の移動手段として、市民バスは路線バス等でカバーできない地域の移動ニーズに対応するとともに、通院・買い物を目的とした生活の移動手段としてそれぞれが連携し役割分担ができるようになる。公共交通としての位置づけが明確になり、効率的な運行体系が実現でき、サービスの向上や市民の外出促進につながる。</p>

<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<p>社会教育課青少年事業、地区老人会などで、バスの乗り方教室を開催する。 (南魚沼市、事業者)</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p>
<p>&lt;運行系統の概要&gt; ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」 &lt;路線図・時刻表&gt; ・路線図、時刻表添付 &lt;運送事業者の決定方法&gt; 平成27年度の再編時に、それぞれの事業者に市の公共交通についての方針を説明し、市の事業計画に賛同する運行事業者に決定した。令和2年度からも引き続き同じ事業者で運行を行うものとする。 &lt;運行予定期間&gt; 令和2年から令和4年まで</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>南魚沼市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>南越後観光バス株式会社 株式会社銀嶺タクシー 株式会社魚沼中央トランスポート</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <b>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>該当なし</p>



10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>

該当なし

## 17. 協議会の開催状況と主な議論

- 平成24年10月11日・調査事業業務計画について合意
- ・アンケート調査について協議
  - ・実証調査について協議
- 平成25年1月28日・アンケート調査結果について合意
- ・実証調査結果について合意
  - ・「生活交通ネットワーク計画」について協議
- 平成25年3月5日・パブリックコメントの結果について合意
- ・「生活交通ネットワーク計画」について合意
- 平成25年5月24日・地域公共交通維持改善事業・事業評価について
- ・南魚沼市地域公共交通協議会規約の一部改正について
- 平成25年12月25日・地域公共交通総合連携計画について
- ・運行計画について
- 平成26年4月14日・「南魚沼市地域公共交通総合連携計画」について
- ・「生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)」について
- 平成26年11月6日・平成27年度市民バス運行計画について
- ・市民バスの有料化について
- 平成27年5月18日・「生活交通確保維持改善計画」について
- 平成27年7月31日・利用者アンケートの結果報告について
- ・市民バスへの要望や課題について
- 平成27年8月25日・市民バス事業計画変更認可申請について
- 平成28年1月19日・地域公共交通バリア解消促進等事業の事業評価について
- ・市民バスの見直しについて
- 平成28年5月23日・地域公共交通確保維持事業申請について
- ・10月からの見直し(新規路線申請)について
  - ・アンケートの結果について
- 平成28年10月31日・アンケートの結果について
- ・市民バスの運行見直し報告について
- 平成28年12月22日・市民バス事業計画変更認可申請について
- ・地域公共交通維持改善事業・事業評価について
- 平成29年2月1日・市民バスのバス停の新設について
- 平成29年3月3日・市民バスの路線の廃止について
- 平成29年6月2日・地域公共交通確保維持事業申請について
- 平成29年6月9日・南魚沼市民病院駐車場工事による市民バス路線の変更について
- 平成29年7月14日・県道塩沢停車場八竜新田線拡幅工事による市民バス「中之島・吉里コース」の路線の変更について
- 平成29年10月16日・市民バスの運行見直し報告について
- ・「生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統)」についての報告
  - ・「生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)」についての報告
- 平成29年12月27日・地域公共交通確保改善事業に関する事業評価について
- 平成30年6月25日・地域公共交通確保維持事業申請について
- 平成30年8月27日・市民バスフリー降車区間の設定について
- 平成30年11月30日・市民バスの時刻表変更について
- 平成30年12月20日・地域公共交通確保改善事業に関する事業評価について

平成31年2月1日	・市民バスフリー降車区間の設定について ・市民バスのバス停の新設について
平成31年3月15日	・2019年ゴールデンウィークの市民バス臨時運行について ・市民バスのバス停の移設及び路線の新設について
令和元年5月8日	・地域公共交通確保維持事業申請について（予定） ・南魚沼市地域公共交通協議会規約の一部改正について（予定）

#### 18. 利用者等の意見の反映状況

市で総合計画見直しの際に行っている「まちづくりに関するアンケート調査」の平成 27 年結果によると、まちづくりの現状評価と今後取り組むべきことのいずれにも、交通体系の整備が上位にあげられている。

また、毎年各地区で行っている市政懇談会においても、運行ルートや便数などについて、質問や要望が上がっている。

さらに、市政ポストの提案・意見や区長要望などを反映させるとともに、庁内関係部局とも協議したうえで、この計画を策定している。

#### 19. 協議会メンバーの構成員

市	南魚沼市長 企画政策課
関係行政機関	新潟県南魚沼地域振興局企画振興部
公安委員会	南魚沼警察署
公共交通事業者	東日本鉄道株式会社新潟支社越後湯沢駅
	北越急行株式会社
	南越後観光バス株式会社
	南魚沼市タクシー安全協議会
道路管理者	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所
	新潟県南魚沼地域振興局地域整備部
	南魚沼市建設部建設課
地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局
学識経験者	長岡技術科学大学教授
市民又は旅客	塩沢地域地区センター代表
	大和地域地区センター代表
	六日町地域地区センター代表
	南魚沼市社会福祉協議会

	南魚沼市身体障がい者協会
	南魚沼市地域商工会連絡協議会
	女性代表
運転手が組織する団体	南越後観光バス労働組合

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

(住 所) 新潟県南魚沼市六日町 180-1  
(所 属) 南魚沼市建設部都市計画課  
(氏 名) 小田原 努  
(電 話) 025 - 773 - 6662  
(e-mail) toshikei@city.minamiuonuma.lg.jp

**注意：** 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

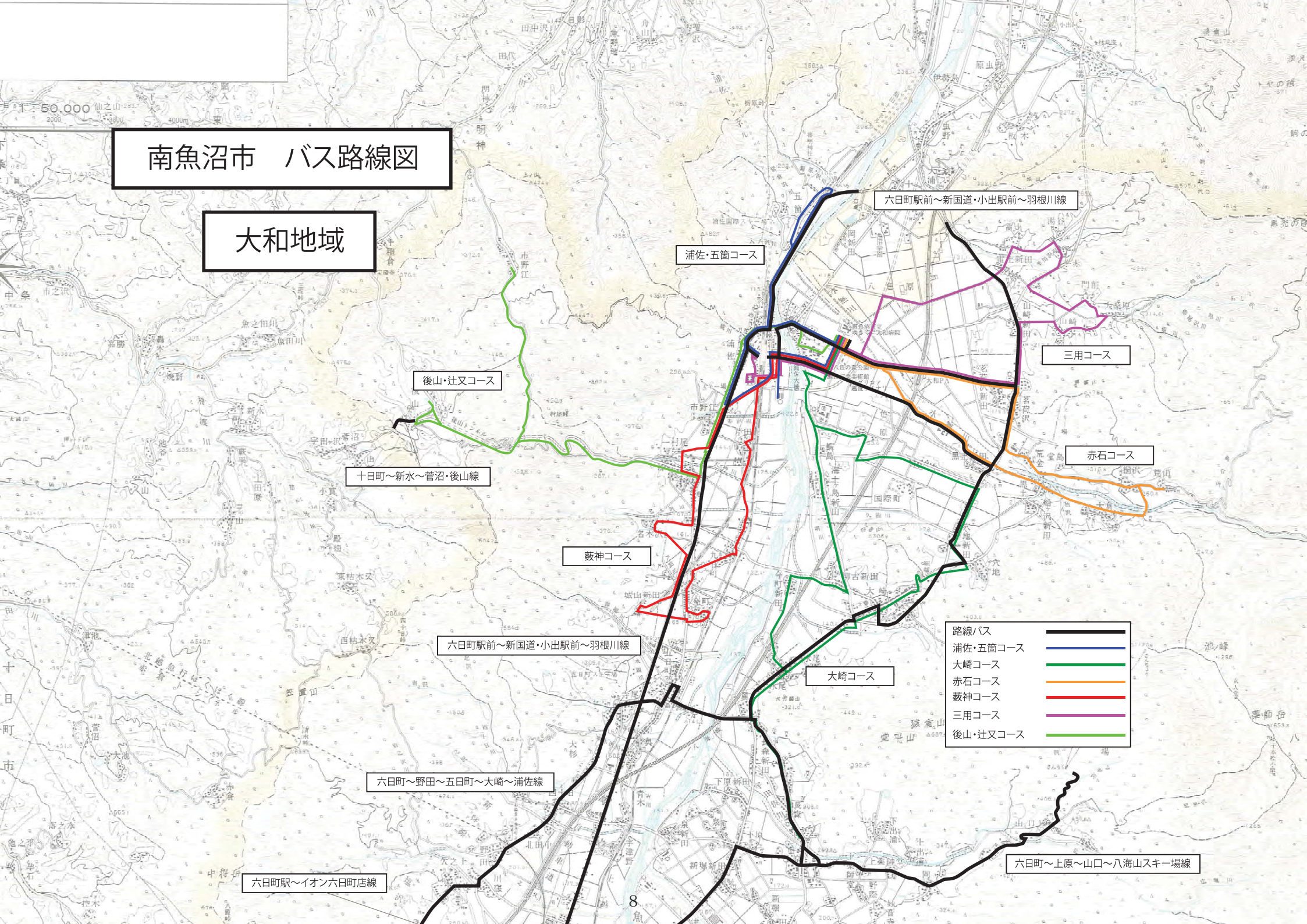
市民バス利用者の目標

運行系統名	運行予定事業者名	路線延長 (km)	1日の便数 (便)	運行日数 (日)	年間利用者の目標 (人)		
					R2年	R3年	R4年
浦佐・五箇コース	(株)浦佐タクシー	14.7	4	243	7,930	7,930	7,930
浦佐コース		7.7	7	243			
藪神コース	やまとタクシー(株)	17.4	5	243	1,950	1,950	1,950
赤石コース	やまとタクシー(株)	16.1	4	243	2,160	2,160	2,160
大崎コース	南越後観光バス(株)	24.1	5	243	3,770	3,770	3,770
三用コース	小千谷観光バス(株)	20.3	5	243	4,240	4,240	4,240
後山・辻又コース	(株)浦佐タクシー・ やまとタクシー(株) 共同運行	16.3	4 (一部予約運 行)	243	790	790	790
大巻・泉コース	銀嶺タクシー(株)	29.2	4	243	2,170	2,170	2,170
城内コース(支援センター経由)	南越後観光バス(株)	30.3	2	243	6,830	6,830	6,830
城内コース(銭淵公園経由)		30.1	3	243			
五十沢・大月コース	南越後観光バス(株)	30.8	4	243	3,670	3,670	3,670
上田・泉田コース	銀嶺タクシー(株)	26.0	4	243	2,040	2,040	2,040
石打・竹俣コース	(株)魚沼中央トランスポート	24.1	4	243	2,960	2,960	2,960
中之島・吉里コース	(株)魚沼中央トランスポート	22.7	4	243	2,710	2,710	2,710
栃窪・岩之下コース	マルカタクシー(資)	7.1	4 (予約運行)	243	350	350	350
合計					41,570	41,570	41,570



# 南魚沼市 バス路線図

## 大和地域

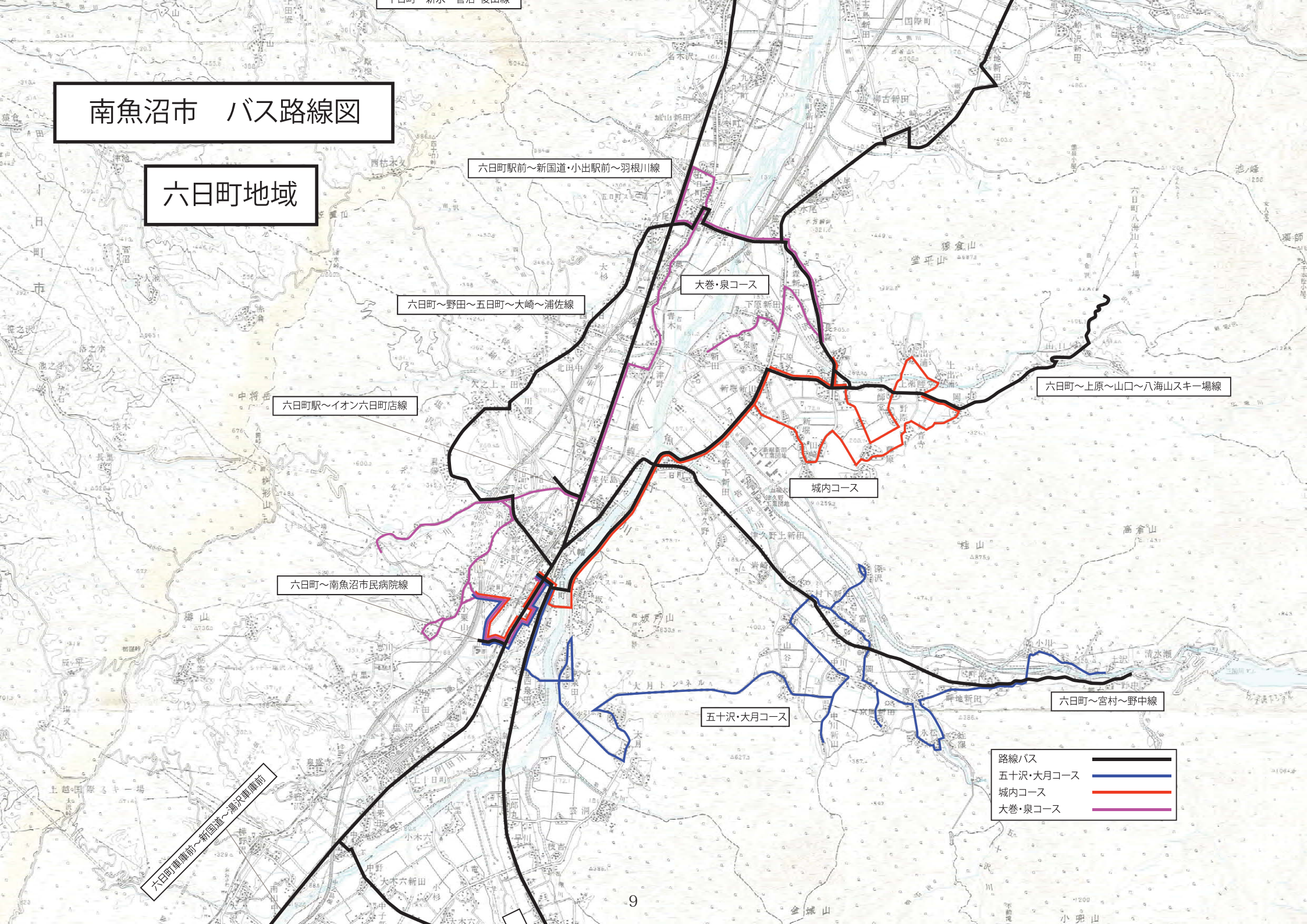


路線バス	—
浦佐・五箇コース	—
大崎コース	—
赤石コース	—
藪神コース	—
三用コース	—
後山・辻又コース	—



# 南魚沼市 バス路線図

## 六日町地域



路線バス	—
五十沢・大月コース	—
城内コース	—
大巻・泉コース	—



# 南魚沼市 バス路線図

## 塩沢地域

六日町～南魚沼市民病院線

栃窪・岩之下コース

六日町車庫前～新國道～湯沢車庫前

石打・竹俣コース

六日町車庫前～大木六～湯沢車庫前

中之島・吉里コース

上田・泉田コース

六日町～沢口～清水線

湯沢～清津峡～津南～森宮野原駅線

- |           |   |
|-----------|---|
| 路線バス      | — |
| 上田・泉田コース  | — |
| 石打・竹俣コース  | — |
| 中之島・吉里コース | — |
| 栃窪・岩之下コース | — |



浦佐・五箇コース 榑浦佐タクシー☎777-3456

Table with 12 columns (停留所名, 1便, 2便, 3便, 4便, 5便, 6便, 7便, 8便, 9便, 10便, 11便) and 26 rows of bus stops and their respective departure times.

大崎コース 南越後観光バス☎792-8114

Table with 6 columns (停留所名, 1便, 2便, 3便, 4便, 5便) and 26 rows of bus stops and their respective departure times.

藪神コース やまとタクシー☎777-3141

Table with 6 columns (停留所名, 1便, 2便, 3便, 4便, 5便) and 26 rows of bus stops and their respective departure times.

三用コース 小千谷観光バス榑浦佐営業所☎777-5588

Table with 6 columns (停留所名, 1便, 2便, 3便, 4便, 5便) and 26 rows of bus stops and their respective departure times.

赤石コース やまとタクシー☎777-3141

Table with 5 columns (停留所名, 1便, 2便, 3便, 4便) and 26 rows of bus stops and their respective departure times.

後山・辻又コース(2便のみ予約が必要です)

(降雪期)

Table with 10 columns (停留所名, 1便, 2便, 停留所名, 3便, 4便, 停留所名, 1便, 2便, 停留所名, 3便, 4便) and 15 rows of bus stops and their respective departure times.

(予約先/榑浦佐タクシー-777-3456) ※予約受付は、乗車の1週間～前日まで

# 六日町地域 市民バス時刻表

## 五十沢・大月コース

南越後観光バス(株) ☎773-2573

停留所名	1便	3便
土沢入口	9:10	13:20
小川集落センター	9:12	13:22
小川入口	9:13	13:23
畔地	9:14	13:24
畔地新田	9:15	13:25
蛭窪	9:16	13:26
永松集落センター	9:18	13:28
永松・松島屋商店	9:19	13:29
京岡新田ふれあいセンター	9:21	13:31
京岡集会所	9:23	13:33
宮・さかいや	9:25	13:35
深沢ふれあいセンター	9:29	13:39
宮・小沢歯科医院	9:30	13:40
下新田入口	9:31	13:41
吉田消防小屋	9:32	13:42
中川T字路	9:34	13:44
金城集会所	9:38	13:48
中川新田	9:40	13:50
山谷ふれあいセンター	9:42	13:52
下大月集落センター	9:47	13:57
上大月十字路	9:49	13:59
市有東泉田住宅	9:54	14:04
東泉田集落センター	9:55	14:05
めぐみ野保育園前	9:56	14:06
上町三叉路	9:58	14:08
小学校入口	9:59	14:09
温泉入口	10:00	14:10
六日町駅角	10:01	14:11
南魚沼市役所	10:04	14:14
南魚沼市民会館	10:06	14:16
南魚沼市民病院	10:10	14:20
コメリ・原信	10:11	14:21
福祉センターしらゆり	10:15	14:25

停留所名	2便	4便
福祉センターしらゆり	12:00	14:40
コメリ・原信	12:02	14:42
南魚沼市民病院	12:05	14:45
南魚沼市民会館	12:08	14:48
南魚沼市役所	12:10	14:50
六日町駅角	12:13	14:53
温泉入口	12:14	14:54
小学校入口	12:15	14:55
上町三叉路	12:16	14:56
めぐみ野保育園前	12:18	14:58
東泉田集落センター	12:19	14:59
市有東泉田住宅	12:20	15:00
上大月十字路	12:25	15:05
下大月集落センター	12:27	15:07
山谷ふれあいセンター	12:32	15:12
中川新田	12:34	15:14
金城集会所	12:36	15:16
中川T字路	12:40	15:20
吉田消防小屋	12:42	15:22
下新田入口	12:43	15:23
宮・小沢歯科医院	12:44	15:24
深沢ふれあいセンター	12:45	15:25
宮・さかいや	12:49	15:29
京岡集会所	12:51	15:31
京岡新田ふれあいセンター	12:53	15:33
永松・松島屋商店	12:55	15:35
永松集落センター	12:56	15:36
蛭窪	12:58	15:38
畔地新田	12:59	15:39
畔地	13:00	15:40
小川入口	13:01	15:41
小川集落センター	13:02	15:42
土沢入口	13:05	15:45

運行日: 月～金曜日、12月29、30日(祝日と12月31日～1月3日は運休)

H31.4現在

## 城内コース

南越後観光バス(株) ☎773-2573

停留所名	1便	3便
南魚沼市役所	9:45	13:20
坂戸橋東詰	9:50	13:25
銭淵公園入口	—	13:25
ふれ愛支援センター	9:52	—
二日町	9:55	13:30
八木	9:56	13:31
新堀新田	9:58	13:33
新堀集落センター入口	10:00	13:35
田崎十字路	10:01	13:36
稲穂ヶ丘団地入口	10:02	13:37
法音寺	10:03	13:38
藤原公民館	10:04	13:39
妙音寺集落開発センター	10:05	13:40
岡集落センター	10:07	13:42
上薬師堂	10:08	13:43
上出浦橋	10:09	13:44
下出浦集落開発センター	10:11	13:46
下薬師堂集会所	10:12	13:47
野際・若宮様	10:13	13:48
池田原集落センター	10:15	13:50
魚沼荘	10:21	13:56
城内郵便局	10:22	13:57
城内診療所	10:25	14:00
新堀新田	10:26	14:01
八木	10:28	14:03
二日町	10:29	14:04
銭淵公園入口	10:32	14:07
坂戸橋東詰	10:34	14:09
温泉入口	10:35	14:10
六日町駅角	10:36	14:11
南魚沼市役所	10:39	14:14
南魚沼市民会館	10:41	14:16
南魚沼市民病院	10:45	14:20
コメリ・原信	10:46	14:21
福祉センターしらゆり	10:50	14:25

停留所名	2便	5便
福祉センターしらゆり	12:00	15:15
コメリ・原信	12:02	15:17
南魚沼市民病院	12:04	15:19
南魚沼市民会館	12:09	15:24
南魚沼市役所	12:11	15:26
六日町駅角	12:14	15:29
温泉入口	12:15	15:30
坂戸橋東詰	12:16	15:31
銭淵公園入口	12:16	15:31
ふれ愛支援センター	—	—
二日町	12:21	15:36
八木	12:22	15:37
新堀新田	12:24	15:39
新堀集落センター入口	12:26	15:41
田崎十字路	12:27	15:42
稲穂ヶ丘団地入口	12:28	15:43
法音寺	12:29	15:44
藤原公民館	12:30	15:45
妙音寺集落開発センター	12:31	15:46
岡集落センター	12:33	15:48
上薬師堂	12:34	15:49
上出浦橋	12:35	15:50
下出浦集落開発センター	12:37	15:52
下薬師堂集会所	12:38	15:53
野際・若宮様	12:39	15:54
池田原集落センター	12:41	15:56
魚沼荘	12:47	16:02
城内郵便局	12:48	16:03
城内診療所	12:51	16:06
新堀新田	12:52	16:07
八木	12:54	16:09
二日町	12:55	16:10
銭淵公園入口	12:58	16:13
坂戸橋東詰	13:00	16:15
南魚沼市役所	13:05	16:20

## 大巻・泉コース

銀嶺タクシー(株) ☎772-2440

停留所名	1便	3便
泉新田・保育園バス停	8:45	13:30
泉下口	8:46	13:31
下原新田公民館	8:48	13:33
長森新田・八海農園	8:51	13:36
長森集落センター	8:54	13:39
麓ふれあいセンター	8:56	13:41
八海通り	8:58	13:43
五日町駅角	9:00	13:45
五日町・いろは亭	9:01	13:46
欠之下集落開発センター	9:02	13:47
五日町小学校前	9:05	13:50
押出下	9:06	13:51
押出上	9:07	13:52
奥・今成クリーニング	9:08	13:53
青木新田集落開発センター	9:09	13:54
宇津野・ヒロオートサービス	9:10	13:55
庄之又	9:15	14:00
上ノ原公園入口	9:25	14:10
余川三叉路	9:31	14:16
小栗山2区集会所	9:33	14:18
福祉センターしらゆり	9:34	14:19
小栗山公民館	9:35	14:20
小栗山4区集会所入口	9:36	14:21
小栗山5区集会所入口	9:37	14:22
福祉センターしらゆり	9:40	14:25
コメリ・原信	9:42	14:27
南魚沼市民病院	9:44	14:29
南魚沼市民会館	9:48	14:33
南魚沼市役所	9:51	14:36
六日町駅角	9:53	14:38
銀嶺タクシー前	9:54	14:39

停留所名	2便	4便
銀嶺タクシー前	12:10	15:30
六日町駅角	12:11	15:31
南魚沼市役所	12:13	15:33
南魚沼市民会館	12:16	15:36
南魚沼市民病院	12:20	15:40
コメリ・原信	12:22	15:42
福祉センターしらゆり	12:24	15:44
小栗山5区集会所入口	12:27	15:47
小栗山4区集会所入口	12:28	15:48
小栗山公民館	12:29	15:49
小栗山2区集会所	12:30	15:50
余川三叉路	12:32	15:52
上ノ原公園入口	12:38	15:58
庄之又	12:48	16:08
宇津野・ヒロオートサービス	12:53	16:13
青木新田集落開発センター	12:54	16:14
奥・今成クリーニング	12:55	16:15
押出上	12:56	16:16
押出下	12:57	16:17
五日町小学校前	12:58	16:18
欠之下集落開発センター	13:01	16:21
五日町・いろは亭	13:02	16:22
五日町駅角	13:03	16:23
八海通り	13:05	16:25
麓ふれあいセンター	13:07	16:27
長森集落センター	13:09	16:29
長森新田・八海農園	13:12	16:32
下原新田公民館	13:15	16:35
泉下口	13:17	16:37
泉新田・保育園バス停	13:18	16:38

## 城内コース(補助申請外)

停留所名	4便
ふれ愛支援センター	14:55
坂戸橋東詰	14:57
南魚沼市役所	15:02

# 塩沢地域 市民バス時刻表

H31.4現在

運行日：月～金曜日、12月29、30日（祝日と12月31日～1月3日は運休）

【ご注意】栃窪・岩之下コースは事前に予約があった日のみ運行します。

## 上田・泉田コース

銀嶺タクシー(株) ☎772-2440

停留所名	1便	3便
沢口バス停	9:00	13:14
まきはたの里	9:06	13:17
小松沢十字路	9:17	13:20
滝谷村中	9:19	13:22
貝瀬材木自宅前	9:20	13:23
一之沢	9:25	13:28
新明建設	9:27	13:30
沢口バス停	9:29	13:32
上神字(上姥沢入口)	9:30	13:33
姥台公民館	9:32	13:35
台上入口	9:33	13:36
高棚登口	9:34	13:37
横新田	9:36	13:39
芝野入口(かどや前)	9:37	13:40
広道(佐藤鉄筋前)	9:39	13:42
阿部電機商会	9:40	13:43
掛之下公民館	9:41	13:44
槻岡寺入口	9:42	13:45
枝吉集会所	9:44	13:47
横道	9:47	13:50
雲洞公民館	9:48	13:51
長表公民館	9:52	13:55
金城の里	9:55	13:58
西泉田公民館	10:00	14:03
藤島眼科医院	10:04	14:07
銀嶺タクシー前	10:05	14:08
六日町駅角	10:06	14:09
南魚沼市役所	10:09	14:12
南魚沼市民病院	10:15	14:18
コメリ・原信	10:17	14:20
福祉センターしらゆり	10:19	14:22

停留所名	2便	4便
福祉センターしらゆり	12:05	15:25
コメリ・原信	12:07	15:27
南魚沼市民病院	12:09	15:29
南魚沼市役所	12:15	15:35
六日町駅角	12:18	15:38
銀嶺タクシー前	12:19	15:39
藤島眼科医院	12:20	15:40
西泉田公民館	12:24	15:44
金城の里	12:29	15:49
長表公民館	12:32	15:52
雲洞公民館	12:36	15:56
横道	12:37	15:57
枝吉集会所	12:40	16:00
槻岡寺入口	12:42	16:02
掛之下公民館	12:43	16:03
阿部電機商会	12:44	16:04
広道(佐藤鉄筋前)	12:45	16:05
芝野入口(かどや前)	12:47	16:07
横新田	12:48	16:08
高棚登口	12:50	16:10
台上入口	12:51	16:11
姥台公民館	12:52	16:12
上神字(上姥沢入口)	12:54	16:14
沢口バス停	12:55	16:15
新明建設	12:57	16:17
一之沢	12:59	16:19
貝瀬材木自宅前	13:04	16:24
滝谷村中	13:05	16:25
小松沢十字路	13:07	16:27
まきはたの里	13:10	16:30
沢口バス停	13:13	16:33

## 石打・竹俣コース

株 魚沼中央トランスポート ☎783-6111

停留所名	1便	3便
五十嵐	9:00	13:30
はりまや石打店	9:03	13:33
石打・丸仁	9:06	13:36
上野	9:08	13:38
大丸屋隣	9:11	13:41
今田屋米店	9:12	13:42
上一日市	9:14	13:44
宮野下公民館	9:16	13:46
大御堂公民館	9:19	13:49
下一日市・法授寺入口	9:21	13:51
道の駅ゆきあかり診療所	9:24	13:54
君沢公民館入口	9:27	13:57
大窪	9:29	13:59
下東ノ木十字路	9:30	14:00
砂押公民館	9:31	14:01
大沢駅前	9:34	14:04
南田中	9:38	14:08
上越国際スキー場前	9:40	14:10
清長寺集会所	9:42	14:12
早稲田屋酒店	9:43	14:13
泉盛寺	9:45	14:15
塩沢庁舎	9:49	14:19
塩沢郵便局	9:50	14:20
六分区	9:50	14:20
竹俣新田	9:52	14:22
竹俣	9:53	14:23
南魚沼市民病院	9:59	14:29
コメリ・原信	10:00	14:30
福祉センターしらゆり	10:02	14:32
南魚沼市役所	10:06	14:36

停留所名	2便	4便
南魚沼市役所	12:15	15:15
福祉センターしらゆり	12:19	15:19
コメリ・原信	12:21	15:21
南魚沼市民病院	12:22	15:22
竹俣	12:28	15:28
竹俣新田	12:29	15:29
六分区	12:29	15:29
塩沢郵便局	12:31	15:31
塩沢庁舎	12:32	15:32
泉盛寺	12:36	15:36
早稲田屋酒店	12:38	15:38
清長寺集会所	12:39	15:39
上越国際スキー場前	12:41	15:41
南田中	12:43	15:43
大沢駅前	12:47	15:47
砂押公民館	12:50	15:50
下東ノ木十字路	12:51	15:51
大窪	12:52	15:52
君沢公民館入口	12:54	15:54
道の駅ゆきあかり診療所	12:57	15:57
下一日市・法授寺入口	13:00	16:00
大御堂公民館	13:02	16:02
宮野下公民館	13:05	16:05
上一日市	13:07	16:07
今田屋米店	13:09	16:09
大丸屋隣	13:10	16:10
上野	13:13	16:13
石打・丸仁	13:15	16:15
はりまや石打店	13:18	16:18
五十嵐	13:21	16:21

## 栃窪・岩之下コース(予約先/マルカタクシー(資)782-1155)

停留所	1便	3便	停留所	2便	4便
栃窪センター	9:10	13:40	塩沢庁舎	12:40	15:40
栃窪中	9:11	13:41	岩之下センター	13:00	16:00
栃窪下	9:12	13:42	栃窪下	13:03	16:03
岩之下センター	9:15	13:45	栃窪中	13:04	16:04
塩沢庁舎	9:35	14:05	栃窪センター	13:05	16:05

※予約受付は、乗車の1週間～当日の1時間前です

※六日町方面に行く場合は、石打・竹俣コースに乗り換えてください

## 中之島・吉里コース

株 魚沼中央トランスポート ☎783-6111

停留所名	1便	3便
柄沢・来泉寺	9:00	13:30
原集落開発センター	9:03	13:33
前田原	9:05	13:35
中之島診療所	9:07	13:37
丸池新田	9:09	13:39
論丸公民館	9:10	13:40
坪池集落開発センター	9:14	13:44
五郎丸消防小屋	9:16	13:46
中子公民館	9:19	13:49
古川・牧之庵	9:21	13:51
小杉	9:24	13:54
八竜神社	9:26	13:56
小木六公民館	9:29	13:59
大里公民館	9:31	14:01
上十日町	9:33	14:03
塩沢商工入口	9:35	14:05
塩沢庁舎	9:37	14:07
塩沢郵便局	9:39	14:09
六分区	9:39	14:09
吉里集落開発センター	9:42	14:12
市営吉里団地入口	9:44	14:14
思川・天昌寺入口	9:46	14:16
南魚沼市民病院	9:49	14:19
コメリ・原信	9:50	14:20
福祉センターしらゆり	9:52	14:22
南魚沼市役所	9:56	14:26

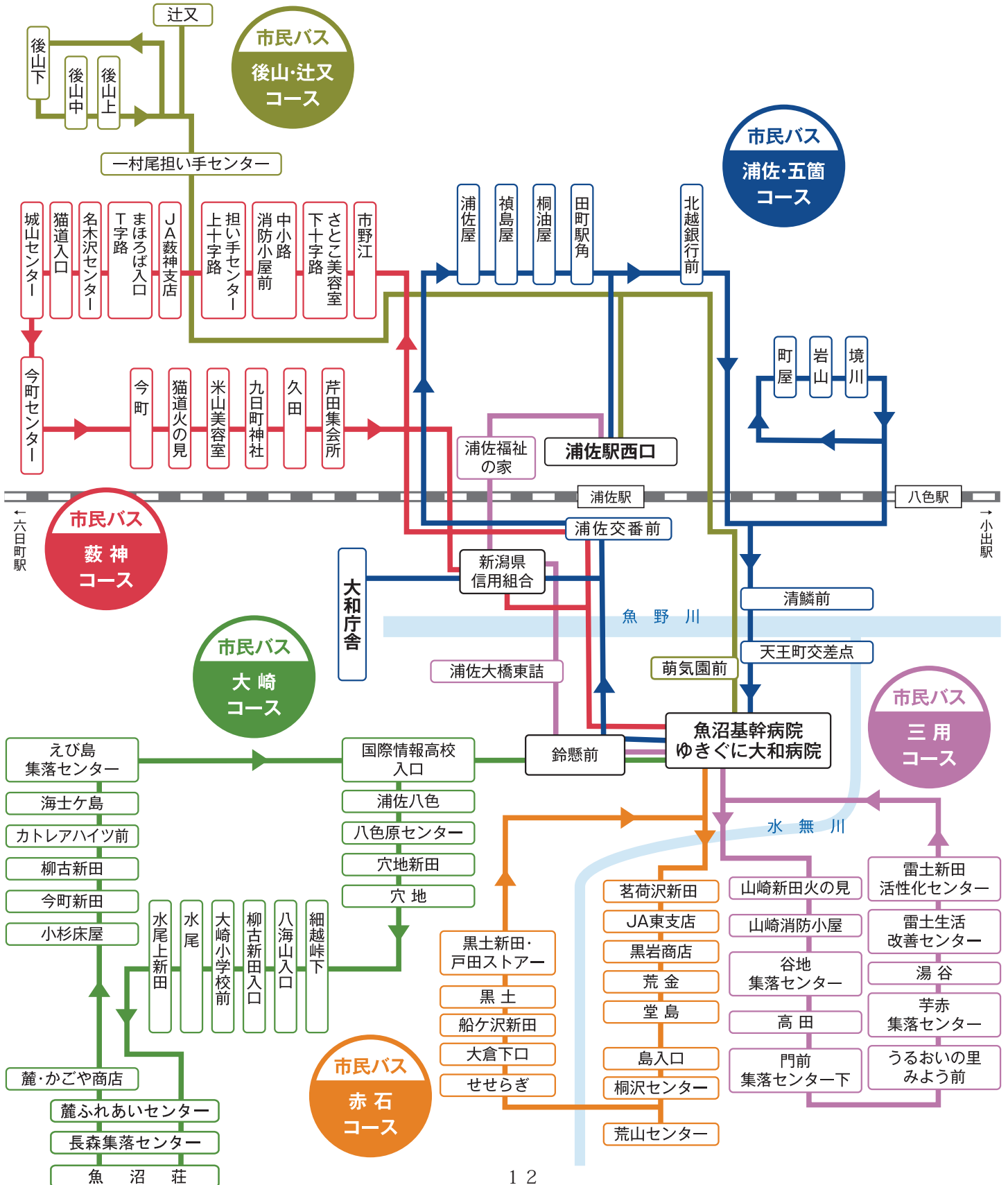
停留所名	2便	4便
南魚沼市役所	12:30	15:30
福祉センターしらゆり	12:34	15:34
コメリ・原信	12:36	15:36
南魚沼市民病院	12:37	15:37
思川・天昌寺入口	12:40	15:40
市営吉里団地入口	12:42	15:42
吉里集落開発センター	12:44	15:44
六分区	12:44	15:44
塩沢郵便局	12:47	15:47
塩沢庁舎	12:49	15:49
塩沢商工入口	12:51	15:51
上十日町	12:53	15:53
大里公民館	12:55	15:55
小木六公民館	12:57	15:57
八竜神社	13:00	16:00
小杉	13:02	16:02
古川・牧之庵	13:05	16:05
中子公民館	13:07	16:07
五郎丸消防小屋	13:10	16:10
坪池集落開発センター	13:12	16:12
論丸公民館	13:16	16:16
丸池新田	13:17	16:17
中之島診療所	13:19	16:19
前田原	13:21	16:21
原集落開発センター	13:23	16:23
柄沢・来泉寺	13:26	16:26



バス停まるわかり!



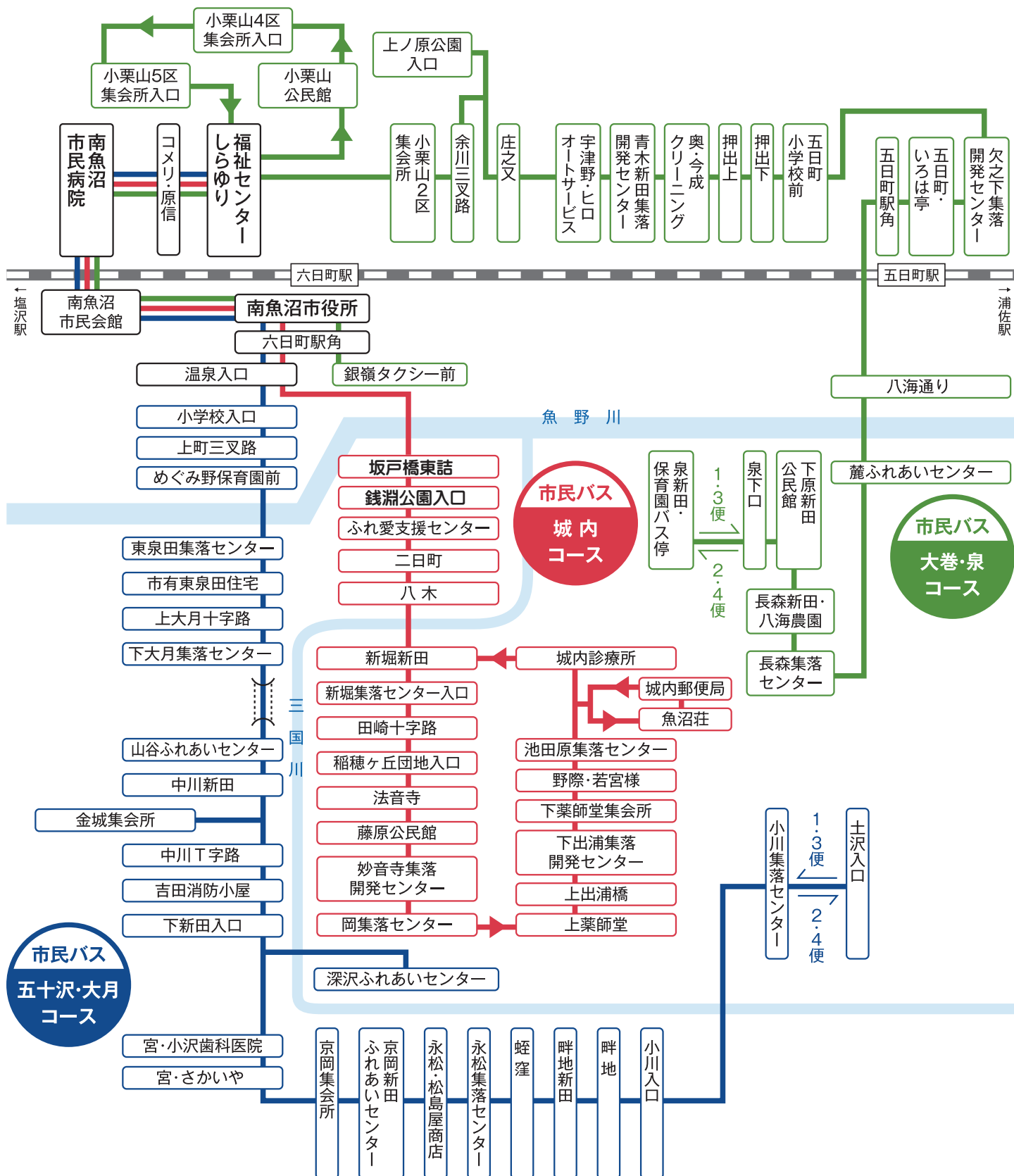
# 大和地域系統図



バス停まるわかり！



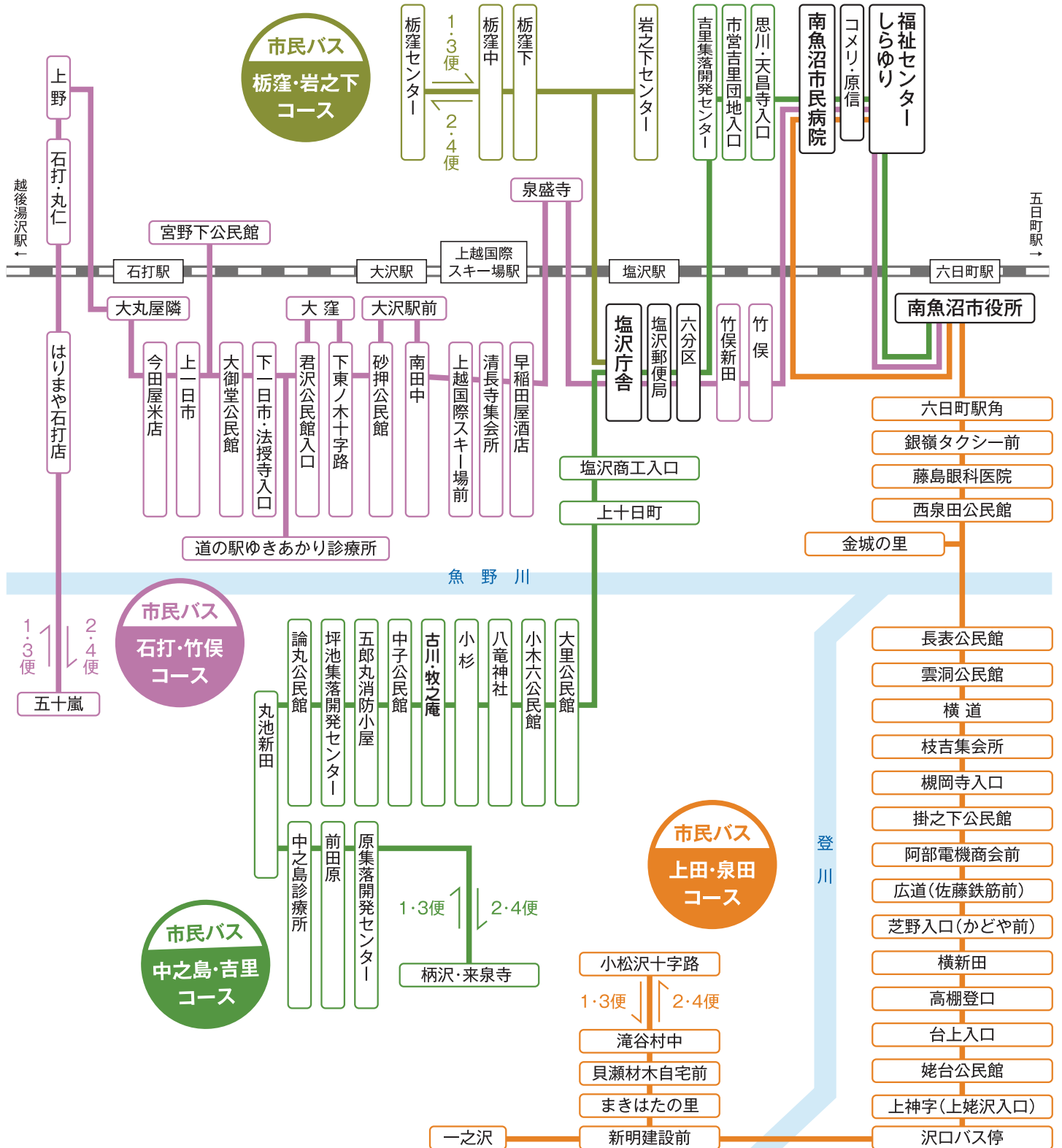
# 六日町地域系統図



バス停まるわかり！



# 塩沢地域系統図



※栃窪・岩之下コースは塩沢庁舎で石打コースと乗継できます

## 南魚沼市地域公共交通協議会規約

## (目的)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律第59号以下「再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号 以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るため必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

## (名称)

第2条 この会の名称は、南魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

## (事務所)

第3条 協議会の事務所は、南魚沼市六日町180番地1 南魚沼市役所内に置く。

## (協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 再生法に関すること。
  - ア 計画の作成及び変更に関すること。
  - イ 計画の実施に関すること。
- (2) 運送法に関すること。
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認めること。

## (委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係する都道府県又は市区町村
- (2) 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- (3) 地方運輸局
- (4) 学識経験者
- (5) その他協議会が必要と認める者

## (委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

## (役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監査員 2名

2 会長は、南魚沼市長をもって充てる。

3 副会長は、学識経験者をもって充てる。

4 監査員は、委員の互選により選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監査員は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告する。

(会議の運営等)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の決議方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会議は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 会議で決議した事項について、委員は、その結果を尊重しなければならない。

7 会議は、原則公開で行う。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。会議に関する情報は、南魚沼市のホームページ等を利用して公表する。

(分科会の設置)

第10条 協議会は、計画の検討及び実施に当たり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、南魚沼市建設部都市計画課内に事務局を置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第15条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。



(規約の変更等)

第16条 この規約を変更するときは、協議会の承認を得なければならない。

2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

この規約は、平成24年4月1日 から施行する。

附 則

この規約は、平成25年5月24日 から施行する。

附 則

この規約は、令和元年 月 日 から施行する。

委員（第5条）

- (1) 関係する都道府県又は市町村
- (2) 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- (3) 地方運輸局
- (4) 学識経験者
- (5) その他協議会が必要と認める者

	区分	所属団体等
1	(1) 市	南魚沼市長及びその指名する職員
2	(1) 関係行政機関	新潟県南魚沼地域振興局企画振興部
3	(1) 公安委員会	南魚沼警察署
4	(2) 公共交通事業者	東日本鉄道株式会社新潟支社越後湯沢駅
5		北越急行株式会社
6		南越後観光バス株式会社
7		南魚沼市タクシー安全協議会
8	(2) 道路管理者	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所
9		新潟県南魚沼地域振興局地域整備部
10		南魚沼市建設部建設課
11	(3) 地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局
12	(4) 学識経験者	大学教授等
13	(5) 市民又は旅客	塩沢地域地区センター代表
14		大和地域地区センター代表
15		六日町地域地区センター代表
16		南魚沼市社会福祉協議会

17		南魚沼市身体障がい者協会
18		南魚沼地域商工会連絡協議会
19		女性代表
20	(5) 運転手が組織する団体	南越後観光バス労働組合

議題第 5 号 南魚沼市公共交通協議会規約の改正について

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年 5 月 25 日法律第 59 号以下「再生法」という。）<u>第 6 条第 1 項の規定</u>に基づき、<u>地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議</u>を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号 以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るため必要となる事項の協議を行うことを目的とする。</p> <p>第 2 条～第 3 条 （略）</p> <p>(協議事項)</p> <p>第 4 条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。</p> <p>(1) 再生法に関すること。</p> <p>ア <u>計画</u>の策定及び変更に関すること。</p> <p>イ <u>計画の実施</u>に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>地域公共交通確保維持改善事業</u>に関すること。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年 5 月 25 日法律第 59 号以下「再生法」という。）に基づき、<u>地域公共交通について総合的に検討し、最適な公共交通のあり方について合意形成、計画策定及び連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号 以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るため必要となる事項の協議を行うこと</u>を目的とする。</p> <p>第 2 条～第 3 条 （略）</p> <p>(協議事項)</p> <p>第 4 条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。</p> <p>(1) 再生法に関すること。</p> <p>ア <u>法第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通連携計画（以下「連携計画」という。）の策定及び変更に関すること。</u></p> <p>イ <u>連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>地域公共交通の確保・維持・改善に関すること。</u></p> <p>ア <u>地域公共交通確保維持改善費補助金交付要綱に規定する生活交通ネットワーク計画及び地域内フィーダー系統確保維持計画の策定並びに変更に関する事項</u></p> <p>イ <u>補助金交付要綱に規定する地域公共交通調査事業に関すること。</u></p> <p>(4) (略)</p>

第5条～第8条 (略)

(会議の運営等)

第9条

第1項から第6項 (略)

7 会議は、原則公開で行う。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。会議に関する情報は、南魚沼市のホームページ等を利用して公表する。

第10条～第16条 (略)

附 則

この規約は、平成24年4月1日 から施行する。

附 則

この規約は、平成25年5月24日 から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月 日 から施行する。

委員 (第5条)

	区分	所属団体等
1	(略)	
2	(1) 関係行政機関	新潟県南魚沼地域振興局 <u>企画振興部</u>
3～5	(略)	
6	(2) 公共交通事業者	南越後観光バス <u>株式会社</u>
7～8	(略)	
9	(2) 道路管理者	新潟県南魚沼地域振興局 <u>地域整備部</u>
10	(略)	
11	(3) 地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局
12～16	(略)	

第5条～第8条 (略)

(会議の運営等)

第9条

第1項から第6項 (略)

7 会議は、原則公開で行う。会議に関する情報は、南魚沼市のホームページ等を利用して公表する。

第10条～第16条 (略)

附 則

この規約は、平成24年4月1日 から施行する。

附 則

この規約は、平成25年5月24日 から施行する。

委員 (第5条)

	区分	所属団体等
1	(略)	
2	(1) 関係行政機関	新潟県南魚沼地域振興局 <u>地域振興課</u>
3～5	(略)	
6	(2) 公共交通事業者	南越後観光バス <u>(株)</u>
7～8	(略)	
9	(2) 道路管理者	新潟県南魚沼地域振興局
10	(略)	
11	(3) 地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局 <u>新潟運輸支局</u>
12～16	(略)	

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	南魚沼市地域公共交通協議会
住 所	新潟県南魚沼市六日町180番地1
代表者氏名	会 長 林 茂 男

## 地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

平成30年9月28日付け北信交交第73号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日  
平成31年5月1日
- 変更箇所  
計画運行日数及び計画運行回数の変更

- 変更理由  
天皇の即位の日（2019年5月1日）が「国民の祝日」となり、また、祝日法第3条3項により、その前後の4月30日及び5月2日が休日となることが平成30年11月に決定した。

このことにより、2019年度のゴールデンウィークは、土曜・日曜・祝日を運休日としている市民バスが10日連続で運休となってしまう、市民バス利用者の移動手段が長期にわたり使えなくなってしまうこととなるため、ゴールデンウィーク期間中の公立病院の臨時診療日に合わせ、2019年4月30日及び5月2日の2日間を、臨時運行日として運行計画変更届出を行ったことによる。

なお、当初交付申請時点（平成30年6月25日）においては、2019年4月30日から5月2日の3日間は平日であり、南魚沼市市民バスの運行日としていたため、計画変更については、5月1日のみを運行日から運休日に変更することとする。

※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。  
※「変更理由」は、具体的に記述すること。



# 城内コース時刻表

資料No. 9

運行日：月～金曜日（祝日と12月29日～1月3日は運休）  
 お問い合わせ：南越後観光バス(株) ☎773-2573

停留所名	1便	3便
南魚沼市役所	9:45	13:20
坂戸橋東詰	9:50	13:25
銭淵公園入口	—	13:25
ふれ愛支援センター	9:52	—
二日町	9:55	13:30
八木	9:56	13:31
新堀新田	9:58	13:33
新堀集落センター入口	10:00	13:35
田崎十字路	10:01	13:36
稲穂ヶ丘団地入口	10:02	13:37
法音寺	10:03	13:38
藤原公民館	10:04	13:39
妙音寺集落開発センター	10:05	13:40
岡集落センター	10:07	13:42
上薬師堂	10:08	13:43
上出浦橋	10:09	13:44
下出浦集落開発センター	10:11	13:46
下薬師堂集会所	10:12	13:47
野際・若宮様	10:13	13:48
池田原集落センター	10:15	13:50
魚沼荘	10:21	13:56
城内郵便局	10:22	13:57
城内診療所	10:25	14:00
新堀新田	10:26	14:01
八木	10:28	14:03
二日町	10:29	14:04
銭淵公園入口	10:32	14:07
坂戸橋東詰	10:34	14:09
温泉入口	10:35	14:10
六日町駅角	10:36	14:11
南魚沼市役所	10:39	14:14
南魚沼市民会館	10:41	14:16
南魚沼市民病院	10:45	14:20
コメリ・原信	10:46	14:21
福祉センターしらゆり	10:50	14:25

停留所名	2便	5便
福祉センターしらゆり	12:00	15:15
コメリ・原信	12:02	15:17
南魚沼市民病院	12:04	15:19
南魚沼市民会館	12:09	15:24
南魚沼市役所	12:11	15:26
六日町駅角	12:14	15:29
温泉入口	12:15	15:30
坂戸橋東詰	12:16	15:31
銭淵公園入口	12:16	15:31
ふれ愛支援センター	—	—
二日町	12:21	15:36
八木	12:22	15:37
新堀新田	12:24	15:39
新堀集落センター入口	12:26	15:41
田崎十字路	12:27	15:42
稲穂ヶ丘団地入口	12:28	15:43
法音寺	12:29	15:44
藤原公民館	12:30	15:45
妙音寺集落開発センター	12:31	15:46
岡集落センター	12:33	15:48
上薬師堂	12:34	15:49
上出浦橋	12:35	15:50
下出浦集落開発センター	12:37	15:52
下薬師堂集会所	12:38	15:53
野際・若宮様	12:39	15:54
池田原集落センター	12:41	15:56
魚沼荘	12:47	16:02
城内郵便局	12:48	16:03
城内診療所	12:51	16:06
新堀新田	12:52	16:07
八木	12:54	16:09
二日町	12:55	16:10
銭淵公園入口	12:58	16:13
坂戸橋東詰	13:00	16:15
南魚沼市役所	13:05	16:20

停留所名	4便
ふれ愛支援センター	14:55
坂戸橋東詰	14:57
南魚沼市役所	15:02

※南魚沼市役所止

## 平成30年度市民バス利用状況

	4月 (20日)	5月 (21日)	6月 (21日)	7月 (21日)	8月 (23日)	9月 (18日)	10月 (22日)	11月 (21日)	12月 (21日)	1月 (19日)	2月 (19日)	3月 (20日)	合計 (246日)	平均
浦佐・五箇コース	597	605	588	697	734	580	796	699	714	678	645	620	7,953	663
藪神コース	175	185	185	180	167	160	166	162	143	139	147	169	1,978	165
赤石コース	203	184	179	189	194	143	197	173	147	161	188	204	2,162	180
大崎コース	273	317	301	309	332	269	345	344	319	332	317	324	3,782	315
三用コース	371	332	313	340	320	277	342	343	401	398	388	422	4,247	354
後山・辻又コース	58	51	66	54	72	67	94	74	64	63	61	71	795	66
大和地域合計	1,677	1,674	1,632	1,769	1,819	1,496	1,940	1,795	1,788	1,771	1,746	1,810	20,917	1,743
大和地域 前年比	1.04	1.07	0.94	1.11	1.09	0.97	1.16	1.12	0.98	1.06	1.09	1.03	1.05	
大巻・泉コース	162	147	171	159	185	178	194	195	195	158	194	233	2,171	181
城内コース	588	586	560	526	575	520	642	555	630	518	611	607	6,918	577
五十沢・大月コース	329	302	324	243	306	279	322	322	335	320	334	301	3,717	310
六日町地域合計	1,079	1,035	1,055	928	1,066	977	1,158	1,072	1,160	996	1,139	1,141	12,806	1,068
六日町地域 前年比	1.02	0.91	0.85	0.91	0.98	0.93	1.11	1.07	1.02	1.11	1.00	0.97	0.99	
上田・泉田コース	172	179	180	173	158	158	157	150	194	169	186	187	2,063	172
石打・竹俣コース	214	241	254	220	270	240	282	283	247	240	208	273	2,972	248
中之島・吉里コース	227	216	268	218	213	239	273	232	231	172	200	225	2,714	226
栃窪・岩之下コース	24	18	40	31	38	32	28	35	33	15	21	37	352	29
塩沢地域合計	637	654	742	642	679	669	740	700	705	596	615	722	8,101	675
塩沢地域 前年比	0.91	0.89	1.07	0.95	1.04	1.02	0.96	1.00	0.89	0.89	0.85	0.99	0.95	
合計	3,393	3,363	3,429	3,339	3,564	3,142	3,838	3,567	3,653	3,363	3,500	3,673	41,824	3,485
月計の前年比	1.01	0.98	0.93	1.01	1.04	0.97	1.10	1.08	0.98	1.04	1.01	1.01	1.01	
一日あたり	169.7	160.1	163.3	159.0	155.0	174.6	174.5	169.9	174.0	177.0	184.2	183.7	170.0	
累計	3,393	6,756	10,185	13,524	17,088	20,230	24,068	27,635	31,288	34,651	38,151	41,824	41,824	
累計の前年比	1.01	0.99	0.97	0.98	0.99	0.99	1.01	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	
H29月計	3,370	3,427	3,677	3,293	3,417	3,243	3,492	3,298	3,746	3,240	3,461	3,653	41,317	
H29累計	3,370	6,797	10,474	13,767	17,184	20,427	23,919	27,217	30,963	34,203	37,664	41,317	41,317	

平成30年度市民バス利用状況（1便当たり平均輸送量）

	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	H30平均	(参考) H29平均
	日数	20日	21日	21日	21日	23日	18日	22日	21日	21日	19日	19日	20日		246日
浦佐・五箇コース	11	2.7	2.6	2.5	3.0	2.9	2.9	3.3	3.0	3.1	3.2	3.1	2.8	2.9	2.9
藪神コース	5	1.8	1.8	1.8	1.7	1.5	1.8	1.5	1.5	1.4	1.5	1.5	1.7	1.6	1.8
赤石コース	4	2.5	2.2	2.1	2.3	2.1	2.0	2.2	2.1	1.8	2.1	2.5	2.6	2.2	1.6
大崎コース	5	2.7	3.0	2.9	2.9	2.9	3.0	3.1	3.3	3.0	3.5	3.3	3.2	3.1	2.9
三用コース	5	3.7	3.2	3.0	3.2	2.8	3.1	3.1	3.3	3.8	4.2	4.1	4.2	3.5	3.2
後山・辻又コース	一部予約	0.9	0.8	1.0	0.9	1.0	1.2	1.4	1.2	1.0	1.1	1.1	1.2	1.1	1.0
大巻・泉コース	4	2.0	1.8	2.0	1.9	2.0	2.5	2.2	2.3	2.3	2.1	2.6	2.9	2.2	1.9
城内コース	4	7.4	7.0	6.7	6.3	6.3	7.2	7.3	6.6	7.5	6.8	8.0	7.6	7.1	7.1
五十沢・大月コース	4	4.1	3.6	3.9	2.9	3.3	3.9	3.7	3.8	4.0	4.2	4.4	3.8	3.8	4.2
上田・泉田コース	4	2.2	2.1	2.1	2.1	1.7	2.2	1.8	1.8	2.3	2.2	2.4	2.3	2.1	3.0
石打・竹俣コース	4	2.7	2.9	3.0	2.6	2.9	3.3	3.2	3.4	2.9	3.2	2.7	3.4	3.0	2.8
中之島・吉里コース	4	2.8	2.6	3.2	2.6	2.3	3.3	3.1	2.8	2.8	2.3	2.6	2.8	2.8	2.5
栃窪・岩之下コース	予約	1.2	1.2	1.5	1.5	1.6	1.5	1.5	1.5	1.7	1.0	1.2	1.4	1.4	1.4
合計		2.9	2.8	2.8	2.7	2.7	3.0	3.0	2.9	3.0	3.1	3.2	3.2	2.9	2.9



## 平成30年度 年末臨時運行 前年度との乗車人数比較

	便数	平成29年度			平成30年度			前年度比
		29日	30日	合計	29日	30日	合計	
浦佐・五箇コース	11	5人	0人	5人	1人	4人	5人	100.0%
藪神コース	5	1人	0人	1人	1人	0人	1人	100.0%
大崎コース	5	16人	9人	25人	0人	0人	0人	0.0%
赤石コース	4	2人	0人	2人	0人	0人	0人	0.0%
三用コース	5	5人	0人	5人	1人	2人	3人	60.0%
後山・辻又コース	4	3人	1人	4人	2人	0人	2人	50.0%
大和地区合計	34	32人	10人	42人	5人	6人	11人	26.2%
城内コース	5	19人	8人	27人	12人	5人	17人	63.0%
五十沢・大月コース	4	13人	7人	20人	8人	4人	12人	60.0%
大巻・泉コース	4	7人	5人	12人	2人	8人	10人	83.3%
六日町地区合計	13	39人	20人	59人	22人	17人	39人	66.1%
石打・竹俣コース	4	7人	6人	13人	8人	7人	15人	115.4%
中之島・吉里コース	4	5人	2人	7人	2人	4人	6人	85.7%
上田・泉田コース	4	12人	3人	15人	4人	6人	10人	66.7%
栃窪・岩之下コース	4	1人	3人	4人	0人	2人	2人	50.0%
塩沢地区合計	16	25人	14人	39人	14人	19人	33人	84.6%
全コース合計	63	96人	44人	140人	41人	42人	83人	59.3%

## 南魚沼市地域公共交通網形成計画の策定について

### 1. 経過

南魚沼市においては、平成 25 年度に作成した「南魚沼市地域公共交通総合連携計画（平成 26 年度～平成 30 年度）」に基づき、公共交通の空白地域の解消のため市民バスを運行し、交通弱者の生活交通の維持確保を図ってきた。

そんな中、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が平成 26 年 11 月 20 日に改正され、従来の「地域公共交通総合連携計画」は任意の計画となり、新たに法的計画として「地域公共交通網形成計画」を策定できるようになった。

### 2. 総合連携計画と網形成計画との相違点

総合連携計画では不十分だった内容を補うものとして、以下の項目について網形成計画の策定において留意すべき事項として基本方針に盛り込まれた。

- ・まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
- ・地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成
- ・地域特性に応じた多様な公共サービスの組合せ
- ・住民の協力を含む関係者の連携
- ・広域性の確保
- ・具体的で可能な限り数値化した目標設定

### 3. 地域公共交通網形成計画策定の理由

下記の理由から、「南魚沼市地域公共交通総合連携計画」を見直し、地域特性に応じた持続可能な公共交通網を整備するための新たな公共交通のマスタープランとして「南魚沼市地域公共交通網形成計画」を策定するものである。

#### (1) 総合連携計画策定後の情勢の変化

少子高齢化や人口減少、マイカーの普及等の影響など、当市における公共交通利用者は依然減少傾向にあり、安定した運行の維持は厳しい状況が続いている。路線バスでは、市内のほとんどの路線で減便が行われている。

市内においては、平成 27 年に魚沼基幹病院・南魚沼市民病院が開院し医療再編が行われたことにより、市民の通院のニーズにも変化が生じている。また、小中学校の統廃合が行われる中、公共交通（スクールバス対応の路線バスを含む）を取り巻く環境は大きく変化してきている。

以上のことから、情勢の変化を踏まえた計画の見直しを図る必要がある。

#### (2) 都市計画マスタープランの方針への整合

南魚沼市は、人口減少化・高齢化社会を見据えた持続可能な都市づくりを目指し、平成 27 年度に南魚沼市都市計画マスタープランを策定した。都市計画マスタープラン

ンでは、交通体系の方針として、拠点間をつなぐ公共交通の利便性向上や鉄道やバス等の乗り継ぎ機能の充実を掲げている。方針を踏まえ公共交通体系のあり方を検討し、計画の見直しを図る必要がある。

#### 4. 地域公共交通調査事業（国庫補助事業）

「南魚沼市地域公共交通網形成計画」の策定については、国庫補助事業である地域公共交通調査事業の対象となるため、国庫補助金の要望を行っています。

- ・事業名： 地域公共交通調査事業（国土交通省運輸局所管）
- ・補助対象者： 南魚沼市地域公共交通協議会

#### 5. 今後の予定

協議会の承認後、南魚沼市地域公共交通網形成計画策定業務委託を発注する。

- ・委託名： 南魚沼市地域公共交通網形成計画策定業務委託
- ・発注者： 南魚沼市地域公共交通協議会
- ・発注形態： 公募型プロポーザル方式による業者選定
- ・公告の時期： 5月中旬を予定

## 議 事 録

件 名	令和元年度第1回 南魚沼市地域公共交通協議会		
日 時	令和元年5月8日(金) 13:30~14:45	場 所	南魚沼市役所2階 大会議室
委 員:	<p>林会長(南魚沼市長)、佐野副会長(長岡技術科学大学)、片桐委員(南魚沼市企画政策課)、永井委員(南魚沼地域振興局企画振興部)、安藤委員(南魚沼警察署)、山口委員(東日本旅客鉄道株式会社新潟支社 越後湯沢駅長)、大谷委員(北越急行株)、高橋委員(南越後観光バス株)、貝瀬委員(南魚沼市タクシー安全協議会)、焼田委員(国土交通省長岡国道事務所)、西本委員(南魚沼地域振興局地域整備部)、南雲(久)委員(南魚沼市建設課)、渡邊委員(国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局)、上村(敬)委員(上田ふるさと協議会)、上村(忠)委員(東地区地域づくり協議会)、本多委員(南魚沼市社会福祉協議会)、南雲(進)委員(身体障がい者協会六日町地区代表)、宮田委員(南魚沼地域商工会連絡協議会)、小林委員(南魚沼市女子力観光プロモーションチーム)、一之谷委員(南越後観光バス株労働組合)</p>		
欠 席:	大塚委員(五十沢地区センター)		
オブザーバー:	井藤課長(国土交通省北陸信越運輸局交通企画課)		
事 務 局:	建設部: 大塚部長 建設部都市計画課: 関課長、熊木都市計画係長、小田原		
協 議 内 容			
<b>(1) 開会</b>			
事務局(関課長):	<p>これより令和元年度第1回南魚沼市地域公共交通協議会を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の交代について            新年度の異動で変更になった委員を紹介します。            南魚沼警察署 交通課長 安藤 直人様、            南魚沼地域振興局 地域整備部 計画調整課長 西本 宏章様、            国土交通省北陸信越運輸局 新潟運輸支局 首席運輸企画専門官 渡邊 毅士様、            大和地域地区センター代表 東地区地域づくり協議会 事務長 上村 忠雄様、            以上の方が交代となりました。            五十沢地区センターの大塚委員がまだ見えられていません。            協議会規約で規定されている過半数以上の出席をいただいておりますので、本日の協議会の成立を報告します。            国土交通省北陸信越運輸局 交通企画課 井藤 太亮様            よりオブザーバーとして出席いただいております。</li> <li>・事務局の自己紹介            開会にあたり、会長である林市長より挨拶いただき、協議会規則に基づき、引き続き林市長より議事進行をお願いします。</li> </ul>		
議長(林市長):	(あいさつ)		
<b>(2) 議題</b>			
議長(林市長):	次第にもとづいて会議を進めていきます。		

議案1平成30年度事業報告及び収支決算について、事務局から説明をお願いします。

事務局（熊木係長）：（議案1について、資料No.1、2、3に基づき説明）

議長（林市長）：決算については会計監査を受けています。監査報告を南魚沼地域振興局企画振興部 永井委員よりお願いします。

永井委員：（監査の結果を報告）

議長（林市長）：議案1について、質問がありましたらお願いします。

ないようでしたら、平成30年度事業報告及び収支決算については、議案のとおりご承認いただくということで異議はありませんか。

委員：（異議なし）

議長（林市長）：議案1については承認されました。

議案2監査員の選任について諮ります。

監査員であった大和地域地区センター代表 東地区地域づくり協議会事務長の小幡富夫さんが交代となりました。監査員は、協議会規約により委員からの互選となっています。何か意見はありませんか。

ないようでしたら、事務局案を示してもらいます。

事務局（熊木係長）：大和地区センター代表 東地区地域づくり協議会 事務長 上村（忠）委員よりお願いしたいと考えています。

議長（林市長）：事務局案のとおりでご承認いただくということでよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

議長（林市長）：それではよろしく願いいたします。

続きまして、議案3に移らせていただきます。令和元年度事業計画（案）及び収支予算（案）について諮ります。事務局より説明をお願いします。

事務局（熊木係長）：（議案3について、資料No.4、5に基づき説明）

議長（林市長）：ただいまの説明について、質問、意見はありませんか。

佐野副会長：地域公共交通網形成計画策定についてプロポーザル方式で業者を選定することですが、南魚沼市の現状の問題点や今後これに取り組みたいといった内容を整理し、それに対して回答を出してもらおう形でプロポーザルをするとよい。

また、網形成計画策定のスケジュールと事業計画のスケジュールに多少、不整合があるように思えますが。

事務局（熊木係長）：プロポーザルで提案内容を比較し、良い計画が作成されるよう業者を選定していきます。

スケジュールについては現在の予定のため、網形成計画策定のスケジュールに合わせて事業計画のスケジュールも調整させていただきます。

上村（敬）委員：バス停の整備とありますが、どういった整備を行うの予定ですか。また、バスの乗り方教室はどのような方法で行いますか。

事務局（熊木係長）：バス停の整備については、行政区長からバス停の新設や移設について要望をいただいています。その内容について検討していきます。また、現状のバス停は時刻表だけのものもあり、解りにくいといった意見もいただきます。標識を設置するなどの改善を行っていきます。

バスの乗り方教室は、市老人クラブ連合会総会ですでに周知しています。希望があった集落へバスごとうかがいバスの乗り方等について知っていただく機会としています。

南雲（進）委員： 委託費が約 800 万円計上してあり、先ほど説明もしてもらったが、もう少し分かり易く説明をお願いします。

事務局（熊木係長）： 現在の地域公共交通総合連携計画は交通空白地帯の解消が主な内容となっています。そのため、JR や路線バスとの接続についてはあまり考慮されていません。今後策定する地域公共交通網形成計画は、JR や路線バスとの接続や、現状のバスの運行形態の変更も含めて検討することとなります。

南雲（進）委員： 利便性が高まり、病院へ行ったが帰りのバスがないといった話を聞くことがありますが、そういった問題の解消につながるということですか。また、一部区間でフリー降車は始まり降車については利便性の向上が図られたましたが、現状、停留所は集落に1か所としており、乗車についてはまだ利便性について改善の余地があると考えています。そういった点も計画のなかで検討していくということですか。

事務局（関課長）： 停留所については集落1か所の原則の見直しも含めて検討し、利便性の向上を図りたいと考えています。

高橋委員： プロポーザルにより計画策定の業者選定を行うとのことですが、冬期の降雪により迂回が必要になるルートもあります。事業者会議等で、事業者側の意見の吸い上げをしてもらうようお願いします。

議長（林市長）： 他に意見はありませんか。

ないようでしたら、令和元年度事業計画案及び収支予算案については、議案のとおり承認いただくことで異議はありませんか。

委員： （異議なし）

議長（林市長）： 議案4生活交通確保維持改善計画について諮ります。事務局より説明をお願いします。

事務局（熊木係長）： （議案4について、資料No.6に基づき説明）

議長（林市長）： ただいまの説明について、質問、意見はありませんか。

本多委員： 地域福祉計画に基づき地域福祉活動計画を策定しており、その中で地域の方のニーズ調査を実施しました。移動手段に対する関心は非常に高く、誰かに物を買ってきてもらいたいというよりは、自分で商品を選んで買いたいとの要求は高いものでした。地域には送迎ボランティアを行ってもよいといった人もいます。ただ、ボランティアだから何でもいいですよというわけにはいきません。そのため、関係機関を集めて高齢者の移動手段についての勉強会を秋頃に実施したいと考えています。事務局からも出席していただき、策定する計画に反映してもらうようお願いします。

議長（林市長）： 秋といわずに意見交換できるよう調整して下さい。

山口委員： ライドシェアについて午前中、他市町村で意見交換をしてきました。法律の問題もありますが、選択肢の一つとして検討してはいかがでしょうか。

南雲（進）委員： 市民バス利用者の目標の数値はどのデータをもとにどのように計画されていますか？

事務局（熊木係長）： 昨年度の実績をもとに作成しています。近年、利用者の増加がみられる路線につい



ては増加を見越した数値で、減少がみられる路線については現状維持する数値としています。

議長（林市長）：他に何か質問、意見はありませんか。  
ないようでしたら、生活交通確保維持改善計画については、議案のとおりご承認いただくということで異議はありませんか。

委員：（異議なし）

議長（林市長）：議案4については承認されました。  
議案5南魚沼市地域公共交通協議会規約の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

事務局（熊木係長）：（議案5について、資料No.7に基づき説明）

議長（林市長）：議案5について、質問、意見がありましたらお願いします。  
ないようでしたら、南魚沼市地域公共交通協議会規約の一部改正については、議案のとおり承認いただくということで異議はありませんか。

委員：（異議なし）

議長（林市長）：議案5については承認されました。  
続きまして議案6報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局（熊木係長）：（議案6について、資料No.8、9に基づき説明）

議長（林市長）：議案6について、質問がありましたらお願いします。  
ないようでしたら、以上で報告を終わります。  
議案7その他について、事務局より説明をお願いします。

事務局（熊木係長）：（議案7について、資料No.10、11に基づき説明）

議長（林市長）：議案7について、質問、意見がありましたらお願いします。  
ないようでしたら、以上で利用状況の報告を終わります。  
その他、何か意見等ありませんか。

高橋委員：5月7日から市民バス後山コースのバス停が移設し、路線バス十日町一後山線と同じ場所となりました。ただ、当社に連絡が行き届いておらず、お客様に間違った停留所を案内してしまいました。今後は情報提供を密にしてもらいようお願いします。

### （3）閉会

議長（林市長）：これですべての議題を議了しましたので、以上で閉じさせていただきます。